

令和 6 年 第 1 回
霧島市議会定例会
一部改正条例新旧対照表
〔追加議案〕

霧島市

目 次

議案第 5 3 号 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

・・・ 1

議案第53号 霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

第1条による霧島市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第65号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(会計年度任用技能労務職員の給与)</p> <p>第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員（次項において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(会計年度任用技能労務職員の給与)</p> <p>第19条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される技能労務職員（次項において「会計年度任用技能労務職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>

第2条による霧島市隼人人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第163号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第5条 館長の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償は、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第5条 館長の報酬、期末手当_____及び費用弁償は、霧島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年霧島市条例第24号）の定めるところによる。</p> <p>2 略</p>

第3条による霧島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年霧島市条例第284号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(会計年度任用企業職員の給与)</p> <p>第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>